

令和3年度第3回狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会 会議録（案）

- 1 日 時 令和3年11月24日（水） 午後5時45分から午後7時15分まで
- 2 場 所 ウェブ開催（狛江市役所特別会議室・防災センター4階会議室）
- 3 出席者 委員長 大森 顕
委員 矢野 勝治、神田 清子、星野 美子、長谷川 千種、
伊藤 聡子、浅見 秀雄、森 純一
宗像 秀樹
事務局 福祉政策課長（佐渡 一宏）
福祉政策課係長（小嶋 諒）
福祉政策課主任（菊野 有希子）
福祉政策課 （佐藤 葉月）
- 4 欠席者 副委員長 勝田 和行
- 5 資 料 【資料1】 第1期成年後見制度利用促進事業計画（抜粋）
【資料2】 多摩南部成年後見センター市民後見人養成講座周知用チラシ
【資料3】 市民後見人養成講習 受講者募集要領 周知用チラシ
【資料4】 市民後見人の受任要件及び市民後見人の支援及び監督
【資料5】 各年度の養成講習の応募者数、新規登録者数 一覧
【資料6】 権利擁護支援・検討会議活用ガイドブック（案）
【資料7】 狛江市権利擁護支援・検討会議（試行実施）資料
【資料8】 狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員会兼権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会委員名簿
【資料9】 令和3年度権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会 全体工程表
【資料10】 令和3年度第2回権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会会議録（案）
【参考資料1】 第1期成年後見制度利用促進事業計画（支援・検討会議部分抜粋）
【参考資料2】 関係例規抜粋

- 6 議 題
- (1) 審議 市民後見人の育成及び支援の検討について
 - (2) 審議 狛江市権利擁護支援・検討会議実施案及び試行実施について
 - (3) その他

7 議 事 ○開 会
(委員長)

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。それでは、定刻になりましたので、令和3年度第3回狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会をはじめたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本協議会の開催方法ですが、緊急事態宣言が解除されたため、ウェブ参加、または会場参加、それぞれのご都合により参加が可能なハイブリット方式での開催を予定しておりましたが、会場及びオンライン用端末の確保等の関係により、ウェブ開催とさせていただきます。よろしくお願ひします。

また、議事進行中は音声をミュートにしてください、ご発言をする際には挙手をしていただき、私をご指名させていただきますので、ミュートを解除してからご発言ください。

それでは、本日の欠席者の確認ですが、事務局よりお願ひします。

(事務局)

本日、欠席のご連絡はいただけていませんが、現在、伊藤委員と勝田委員がウェブにて参加されておられません。後程、参加されましたら、お声掛けさせていただきます。

(委員長)

承知いたしました。よろしくお願ひいたします。

なお、議事に入る前に、10月5日付で福祉政策課長及び係長の方が新たに配属されたということで事務局よりご紹介と手短にご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(事務局・課長)

10月5日付で人事異動がございまして、課長の岡本の方が議会事務局の次長として異動になりまして、その後、私、佐渡の方が福祉政策課長になりましたので、引き続きよろしくお願ひいたします。

なお、後任の係長として、特別会議室にて出席しております小嶋の方がご挨拶させていただきます。よろしくお願ひいたします。

(事務局・係長)

ただいま佐渡よりご紹介をいただきました、小嶋と申します。10月から初めて担当させていただくということで、色々と分からない事があるかと思いますが、今後ともよろしく願いいたします。

(委員長)

事務局よりご挨拶ありがとうございました。

それでは、本日の議事に入りたいと思いますが、本日の審議事項が2つあります。1目が「市民後見人の育成及び支援の検討について」でございます。2目が、「狛江市権利擁護支援・検討会議実施案及び試行実施について」でございます。ただいま申し上げた順番に沿ってご審議いただければと思います。

なお、議題の関係で事務局より説明があるということですので、よろしく願いいたします。

(事務局)

審議事項(2)の狛江市権利擁護支援・検討会議実施案及び試行実施についてですが、このあとの第3回あんしん狛江運営委員会の議題「狛江市権利擁護支援・検討会議(試験実施)について」の事例検討を本協議会の議事の中に追加しておりますのでご了承ください。そのため、当初の協議会の終了時間を18時45分とさせていただいておりましたが、終了時間は19時15分とさせていただきます。また、その後のあんしん狛江運営委員会の開始時間も19時30分と変更させていただいておりますので、ご了承ください。

なお、本協議会の議題として予定しておりました(前回の議題としてご審議いただきました)「市民向けコンテンツ・リーフレット、チラシの検討」、「SNS等を活用した広報活動の検討」、また、前回、審議が保留となっております「成年後見制度利用支援事業見直し案(実施要綱案)の検討」、そして「重層的支援体制整備事業との連携の検討」につきましては、現在、調整中のため、次回、第4回にお諮りさせていただきます。

また、「チーム支援、既存会議による支援」、「モニタリング・バックアップ、親族後見人等への支援の検討」につきましては、令和4年度に検討いただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からの説明は以上となります。

(委員長)

それでは、資料の確認をいたします。事務局より、資料の説明をお願いいたします。

(事務局)

【資料説明】

資料の説明は以上です。資料については、協議会中、オンライン画面上でデータ共有させていただきます。なお、【資料7】狛江市権利擁護支援・検討会議（試行実施）資料につきましては、非公開情報であるため、紙面のみ配布とさせていただきます。

また、3点ほど配布資料に訂正がございます。まず、【資料9】令和3年度権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会 全体工程表の第3回の開催時間ですが、終了時間が「午後6時45分」となっておりますが、先ほど申し上げたとおり「午後7時15分」となります。また、第4回の終了時間についても訂正させていただきます。「午後7時15分」となっておりますが。正しくは「午後6時45分」となります。また、【資料10】令和3年度第2回権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会 会議録（案）についても訂正がございます。1頁の3出席者ですが、副委員長が前任の川井委員のお名前となっておりますが、申し訳ございません。正しくは、勝田委員のお名前に修正させていただき、出席委員のところに森委員のお名前を追記させていただきます。大変失礼いたしました。事務局からの説明は以上となります。

なお、ただいま伊藤委員が参加されましたので、委員長よろしくお願いたします。

(委員長)

承知しました。

それでは、資料の不足はございませんでしょうか。特にご発言がなければ、資料の不足はないということで確認させていただきます。

議事に入りたいと思います。みなさま、通信状況も悪くございませんので、本日は挙手をせず、ミュートをご自身で解除いただきご発言いただければと思います。

(1) 審議事項 市民後見人の育成及び支援の検討について

(委員長)

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

事務局から説明させていただきます。資料はデータの共有をさせていただきます。今回ご検討いただく内容としては3点ございます。まず、【資料1】の1頁及び2頁をご覧ください。こちらは「狛江市

第1期成年後見制度利用促進事業計画」を抜粋したものです。市民後見人の育成及び支援については、「狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画」の基本目標3(3)取り組むべき【新規事業】として1頁の①・②、2頁の③の3点がございませう。こちらに令和3年度の検討事項についての記載がございませう。①・②・③とそれぞれ表がございませう。この表の下段に令和3年度・令和4年度・令和5年度とあり、各年度の取り組むべき内容について記載されておられます。

1つ目は、①の市民後見人の育成について市の取組み及びセンターとの協働の在り方を整理・検討いただくこと。②ですが、2つ目として支援・検討会議において成年後見人等候補者の選定の在り方を検討いただくこと。3つ目は、2頁目の③市民後見人の活動の支援について検討いただくことです。なお、3点についてご検討いただくにあたっては、①から③までの事業ごとに「将来像」の記載がございませう。これは、それぞれ①から③の表の中段に記載がございませう。

①についてですが、将来像「本人と同じ地域に居住する市民が、市民後見人として育成され、成年後見人等に就すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく紛争性もない場合について、地域のネットワークを利用した地域密着型の後見等事務を行っております。」。次に②についてですが、「家庭裁判所に適切な成年後見人等候補者を推薦しています。」。③ですが2頁目の「市、関係機関、センターが連携して市民後見人の活動を支援しています。」。以上の3つの将来像を達成するための検討事項としてご審議いただければと思ひます。

なお、1つ目の検討事項につきましては、1頁①の表の下に記載がございませうとおり「センターが基礎的な養成研修を実施し、その後の実習やフォローアップはセンター及び市が連携と役割分担のもとに行う」という方向性で整理・検討を進めていただきませうお願いいたします。

また、3つ目の検討事項につきましては、2頁③の表の下に記載がございませうとおり「監督と支援の考え方を整理すること」そして「市民後見人の支援について検討するにあたっては、市・あんしん狛江で行うことを原則とし（したがって監督人は不要となる。）、例外的に監督人が必要な場合は、これまで法人後見の実績とノウハウを活かして多摩南部成年後見センターが監督人を受任する」という方向性で整理・検討を進めていただきませうお願いいたします。なお、3つ目の検討事項につきましては、本協議会での審議結果を踏まえて5市・多摩南部成年後見センターと在り方を整理・検討してまいります。

次に、皆様にご検討いただくにあたり、現在、市民後見人の育成及び支援を行っております「多摩南部成年後見センター」の市民後見人の育成及び支援の現状について、ヒアリングを行いましたので、ご説明させていただきます。

現在、狛江市の市民後見人の育成及び支援については、狛江市、調布市、日野市、多摩市、稲城市の5市が共同で運営している多摩南部成年後見センターにおいて、実施しております。

【資料2及び3】をご覧ください。こちらは、多摩南部成年後見センターの市民後見人養成の受講者募集の周知用チラシです。毎年、受講者を募集する際に、多摩南部成年後見センターのホームページに掲載し、また、5市の窓口にて配布しております。こちらの資料に基づき、市民後見人の養成講習受講者の募集方法や養成講習等の詳細について、ご説明いたします。【資料3】をご覧ください。まず、市民後見人の養成講習の受講者募集についてご説明いたします。多摩南部成年後見センターは、毎年、この「市民後見人養成講習」受講者募集要領に基づき、弁護士等の専門職や親族以外で、成年後見制度の趣旨と内容を理解し、成年後見業務を担う「市民後見人(社会貢献型後見人)」の候補者を養成するため、養成講習の受講者を募集しております。

募集要件については「1応募資格」のとおり、①から⑥までの全てに該当する方となります。①5市のいずれかに在住すること。②成年後見業務を行う意思があり、認知症高齢者や障害者等、判断能力の不十分な方の福祉を理解する姿勢があること。③適正な成年後見業務を行ううえで、健康上の問題や時間的な制約がなく、講習修了後は成年後見人としての活動ができること。④専門職後見人との兼業とならないこと。⑤多摩南部成年後見センターが実施する基礎講習、実務研修、現場実習の全日程に参加できること。⑥民法第847条に定める欠格事由に該当しないことです。次に「2定員」につきましては、毎年10名から15名程度を募集しております。「3応募方法」については、資料3にある所定の経歴書に記入いただき作文「市民後見人に関する私の考え」を提出していただき、2頁の「6選考方法」のとおり、経歴書と作文を提出いただき、書類及び面接にて選考を行います。なお、令和4年度の受講生募集については、「5応募期間」のとおり、令和3年12月から開始いたします。周知方法ですが、多摩南部成年後見センター及び5市において、毎年、市報掲載やチラシの配布、ホームページ掲載等にて広く周知しております。既に狛江市でも令和4年度の受講生募集の周知をさせていただいています

また、令和4年度の選考日程については、7の選考日程のとおり書類選考が令和4年1月下旬、面接選考が2月上旬を予定しております。

【資料5】をご覧ください。令和元年度から令和3年度までの各年度の養成講習の応募者数についてですが、こちらの表のとおりです。応募者数の欄ですが、上段が狛江市在住の応募者数、下段が5市全体の応募者数となります。狛江市は令和元年度が応募なし、令和2年度及び令和3年度は1名ずつ応募がありました。

次に、養成講習等の詳細について説明いたします。【資料2】の裏面をご覧ください。こちらは、「市民後見人養成研修とセンター登録の流れ」が記載されております。受講生は、まず「基礎講習」を受講し、実務研修を経て、その後、市民後見人としてセンターに登録します。受任までは、現場実習にて実務を学んでいただき、受任時点で現場実習は終了となります。以上が流れとなります。

次に、基礎講習や実務研修等の内容詳細についてご説明いたします。

基礎講習は15講義あり、約28時間を4月中旬から5月までに実施します。講師は弁護士や医師、司法書士、社会福祉士の専門職のほか、5市の行政担当職員や関係機関職員が務めます。成年後見制度の基本理念や概要、被後見人への支援の基本的な視点、法律知識、障害や疾病（精神障害、知的障害、認知症）について、消費生活相談、後見業務に関連する周辺制度（生活保護や介護保険制度等）、後見人に求められる役割、意思決定支援等について、基本から学べるよう15のプログラムを組んでいます。講義の都度、受講レポートの提出を必須としており、学習内容、理解度、感想を記入し、講義内容を振り返る仕組みとなっております。

次に、実務研修ですが、8回・約24時間を6月及び7月に実施します。センター職員が講師となり具体的な後見業務の実務を学びます。演習を繰り返し、家庭裁判所やセンターへの業務の報告方法や、後見人としての書類の書き方、考え方を身に付けていきます。実務研修で配布するレジュメや演習資料は実践に即したものを配布しているため、そのまま後見業務を行う際のマニュアルとして活用できるようになっております。実務研修修了しだい、市民後見人候補者としてセンターへ名簿登録します。

【資料5】をご覧ください。令和元年度から令和3年度までの各年度の講習終了後の新規登録者数についてですが、こちらの表のとおり

です。新規登録者数の欄ですが、上段が狛江市在住の新規登録者数、下段が5市全体の新規登録者数となります。狛江市は令和元年度が新規登録なし、令和2年度及び令和3年度は1名ずつ新規の方の登録がございました。また、平成30年度以前からの累計の狛江市の登録者数は現在4名となっております。

【資料2】の裏面をご覧ください。次に、現場実習ですが、月2回程度・各回約3時間を8月から12月までに実施します。後見業務における書類作成や事務処理方法を学び、行政の窓口での手続き等を実習します。受任した際に発生する業務に対応できるよう、イメージを持てるような研修としています。現場実習は5箇月程度で終了しますが、受任時点で現場実習は終了となります。

フォローアップ体制ですが、受任までの待機期間には、後見人連絡会や勉強会、フォローアップ研修（家庭裁判所研修、成年後見制度基礎研修等）を行い、実際に後見活動を開始した際にイメージできるようになっております。一方、受任中の市民後見人へはスキルアップの機会として参加を呼び掛けます。

次に、市民後見人の受任調整についてです。【資料4】の「1. 市民後見人が受任する際の主な要件」をご覧ください。

センターで市民後見人を候補者として受任者調整を行う場合には2つのパターンがあります。1つは5市から依頼の新規ケース、もう1つは法人後見からの移行ケース（リレー）です。

市民後見人が受任する際の主な要件として、センターでは被後見人に次の基準を設けており、すべてに該当する必要があります。市民後見人が受任する際の主な要件ですが、①収支が黒字であること、具体的には、後見事務費（月額3千円程度）の支出が可能であるか、赤字の場合は預貯金から補填ができるなどです。②安定した居所に在住していること、具体的には、特別養護老人ホーム等、長く居ることが可能な居所に居住していることです。③親族関係者に問題がないこと、具体的には、本人への虐待がない、後見業務への妨害がないなどです。④本人の預貯金が高額でないことです。⑤対応困難なトラブルが予想されないことです。⑥移行ケースでは、後見人が交代することによる本人への影響が少ないことが要件としてございます。これらを踏まえ、新規ケース、移行ケースについて、それぞれ受任者調整を行います。なお、令和3年10月1日時点で多摩南部成年後見センターの市民後見人登録者4名のうち、2名が受任をしております。この2名のうち1名が受任しているのは、被成年後見人等が狛江市民の案件とな

ります。

次に、関係機関との協議です。新規ケースでは、市からの利用申し込みの際、既に市民後見人が候補者として適切と判断している場合と、相談受け付けから課題の整理を行っていく中で、担当者とセンターが共同作業をしながら判断していく場合とがあります。移行ケースでは、センターが後見人を辞任し、市民後見人が候補者、センターは成年後見監督人等として就任するよう、家庭裁判所へ相談し申立てを行います。本人、身近な支援者、市の担当者、家庭裁判所からの意見を確認し、センターで開催される運営委員会にて移行の適否を諮ります。承認後、申立てに進みます。

次に、市民後見人への支援及び監督についてです。【資料4】の「2. 市民後見人への主な支援及び監督」をご覧ください。センターが就任後の市民後見人に行う支援や監督の主なものについては、3つございます。

1つ目が、就任時事務です。就任時あいさつへの同行や家庭裁判所へ初回報告がございます。家庭裁判所へ初回報告する場合は、財産目録の作成の立ち会いや、助言等を行います。新規ケースでは、申立て時に把握されていなかった財産や負債が出てくることがあり、財産は初回報告書に載せ、負債は詳細を調査後に返済計画を立てるなど、監督人が助言します。2つ目が、定期報告及び報酬付与申立てです。市民後見人は、3～4箇月に1回、監督人へ後見業務の定期報告を行います。また、就任1年後の家庭裁判所への報告時は、監督人への報告と、2種類の書類の提出を求めます。なお、報酬付与申立ては、原則年1回の家庭裁判所への定期報告と同時に行い、監督人が家庭裁判所へ書類を提出します。

3つ目が、終了後事務です。終了事由は被後見人の死亡が多数です。家庭裁判所から提出を求められる死亡診断書の取得、親族への連絡、火葬の手配、年金事務所や市役所の各種手続き、生前債務の支払いや家庭裁判所への報告書類の作成、相続人への引き継ぎ等の手順を監督人が指示します。親族の有無、年金受給者、生活保護受給者かにより事務内容が異なるため、一つ一つ確認します。また、市民後見人から市民後見人への移行については、市民後見人の病気加療、遠方への転居、突然死、高齢等により、新たな市民後見人へ移行するケースもございます。なお、市民後見人に対して、必要に応じて、電話やメール等で相談対応や同行訪問も行っております。

次に、市民後見人の育成及び支援についての課題です。

こちらは特に資料はございませんが、多摩南部成年後見センター等へのヒアリングの内容の結果として報告させていただきます。まず、市民後見人応募者の減少が挙げられます。平成28年度までは毎年20名を超す応募がありましたが、現在は10数名程度にとどまっています。また、受講生の高齢化も課題です。定年退職後に地域貢献や生きがいを持つことを目的に受講する男性が増えており、研修受講時の年齢は60～70歳代が多くなっております。令和2年度の市民後見人養成講座合格者の平均年齢は64.1歳です。他の仕事に就きつつ取り組むため、同時に1件以上の受任は困難と判断している市民後見人も多く、活用の難しさがあります。

さらに、在宅案件の受任が難しいことが挙げられます。例えば、施設のように常に支援者が近くにいることが可能な環境でない場合、特に在宅案件の場合は、昼夜問わず頻回な連絡が直接、後見人に入ることがあり、対応しなければならない事態が懸念されます。監督人の支援には限界があり、後見人でないと対応困難な場面が多いことが想定され、社会貢献として活動する一般市民にとって負担が大きいのではないかと考えられます。

また、検討事項の①「市民後見人の育成について市の取組み及びセンターとの協働の在り方の整理・検討」については、将来像として「本人と同じ地域に居住する市民が、市民後見人として育成され、成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく紛争性もない場合について、地域のネットワークを利用した地域密着型の後見等事務を行っていること。」としております。市民後見人は、地域住民としての市民目線、市民感覚を持った関わりが期待され、地域で暮らす被後見人に市民感覚を生かした適切な支援が行える存在であると考えられます。

今後、在宅生活を送る被後見人一人一人にしっかりとした支援の「チーム」が構築され、支援者間で明確な役割分担ができ、市民後見人が被後見人に寄り添うかたちであれば、後見人に負担がかかり過ぎることなく、チームでの意思決定支援も期待でき、被後見人がメリットを実感できる寄り添った支援を行えるのではないかと、そのような支援を行えるようにすることが課題です。

また、活動中の市民後見人からは、被後見人と顔を合わせることで、自然と被後見人の支援者とも交流が生まれ、後見活動が被後見人の快適な生活の一助となっていることを実感でき、人の笑顔が見られ、感謝されることにやりがいを感じるなどのご意見もございます。

以上が、多摩南部成年後見センターとの市民後見人の育成及び支援のヒアリング内容となります。

なお、ご審議にあたっては、内容的にボリュームがあるため、次回第4回の協議会にて最終的な方向性について決定いただければと思います。

(委員長)

ただいま事務局より市民後見人の育成及び支援の検討について説明がありました。詳細なご説明をいただいたので、あらためてここでの検討事項が3点あるということをおさらいします。1点目が市民後見人の育成についての市の取組み及びセンターとの協働の在り方、2点目が成年後見人等候補者の選定の在り方、3点目が市民後見人の活動の支援についてということです。以上について皆様よりご意見をいただきまして、事務局より説明がありましたとおり、第4回の次回の協議会において最終的な方向性を決定するというところで議事を進めていこうと思います。

そうしましたら、各委員の方々のご意見をいただければと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、挙手をするのではなくてご自身で任意でミュートを外していただければと思います。通信状況が悪くなった場合は、こちらから指名させていただく形に変更させていただきます。それでは、みなさま、ご意見、ご質問をお願いいたします。

(委員)

1点目の育成についての取組みと協働の在り方については、よいと思いました。

次に、資料4【1.市民後見人が受任する際の主な要件】のうち、いくつか検討していただきたい点がありました。1つ目は要件の「(2)安定した居所に在住していること」として「特別養護老人ホーム等長く居ることが可能な居所に居住していること。」とありますが、このような限定をしてしまうと市民の実践の良さや市民ならではの良さというのがあまり生かせないのではないのでしょうか。また、例えば、市民ならではの目線で関われる在宅ケースもありますし、施設を移るということもあると思います。そこをチームとして支援することが出来れば、こういったケースへの対応もできるのではないのでしょうか。

2つ目は要件の「(5)対応困難なトラブルが予想されないこと」についてです。現実に受任している方からのご意見として「対応困難なトラブルが予想されないこと」というのは、実際難しいのではないで

しょうか。「予想されない」というよりも、そういう事が起こった時に地域連携ネットワークを活用して、専門職が適切に関与できる仕組みを作る。複数であるとか監督を付けるとか、そうしていくことが市民後見人の活性化に繋がるのではないのでしょうか。

3つ目は要件の「(6)移行ケースでは、成年後見人等が交代することによる本人への影響が少ないこと。」についてです。積極的な捉え方ということで、成年被後見人等が必要としているという理由で、市民後見人に移行するというケースがあるのではないか、そのため、「市民後見人が選任されることが成年被後見人等にとってメリットが大きい場合」というような要件をつくるという方法もあるのではないのでしょうか。

次に、資料1「成年後見制度利用促進事業計画（抜粋）」の2ページ目一番下の『『市民後見人活動の支援について検討するに当たっては、市・あんしん泊江で行うことを原則とし（したがって、監督人は不要となる。）、例外的に監督人が必要な場合は、これまでの法人後見の実績とノウハウを活かしてセンターが監督人を受任する』という方向性で整理・検討を進めます。』こちらの記載についてです。国の専門家会議では、総合支援型監督人について話し合われており、総合支援型監督人は1年・2年程度の期間を限定して親族や市民に対して監督を集中的に行い、後見の実践ができると判断された時に監督人が辞任するというもので、今後は、総合支援型監督人が進んでいく可能性が高く、監督人は例外的につけるのではなく、必要に応じて付ける。その時に「多摩南部成年後見センターのみが監督人でよいのか」という議論も必要であり、また、「地域の中の専門職も監督人として関わる」という考え方も必要であり、そうすることで現状の監督と支援が一緒になってしまっているという状況を整理できるのではないのでしょうか。

(委員長)

ありがとうございました。他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

(委員)

同じ箇所ですが、資料4【1.市民後見人が受任する際の主な要件】の「(2)安定した居所に在住していること」として「特別養護老人ホーム等長く居ることが可能な居所に居住していること。」とありますが、療養型病院や精神科の入所が長くなってしまった方たちもここに入るのでしょうか、また、重要なのは、適切な居所に居ることが重

要であって、安定したというよりも、その時々に応じて例えば療養型病院から東京に移ったりとか、または、地域の介護力が高まったので在宅に移行できるとか、そういった常に居所がそこで良いのか、安住していることで良しとするのではなく、そこが適切なのかをチェックする視点こそが大事だと思います。

(委員長)

ありがとうございました。他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

(委員)

他の市町村でも施設入所に限定しているところがありますが、市民後見人らしいということ考えた時に、今後、在宅の受任も検討していくことが市民後見人の活躍の場を広げることに繋がるのではないのでしょうか。そして、他の自治体の受任要件として「市民後見人による市民らしい後見が期待できるようなケース」というような、前向きな要件を入れているところもあります。また、いろいろな実践を聞いてみると、市民後見人らしい後見のイメージを明確にしておくことが必要であると思いました。一緒に買い物に行って服を選んだり、そういったことを行っている事例もあります。また、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度に移行しているケースの1割が市民後見人となっており少し増えてきており、あらかじめ地域福祉権利擁護事業で関わっているということで安心感があるのではないかと思います。色々な実践を積み重ねながら、受任できる要件を広げてゆければいいと思います。

なお、資料1①の「センター」とは、「多摩南部成年後見センター」または「あんしん狛江」どちらを指しているのでしょうか。

(事務局)

資料1のセンターとは「多摩南部成年後見センター」のことです。

(委員)

資料1は、多摩南部成年後見センターと市とで協働してやっていくという意味でしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおりです。

(委員長)

後見人等は1年に1回必ず裁判所に報告しますが、1年間の報告内容を直前に思い出すのではなく、その都度、記録をして、1年後に振り返りができるような資料があるとよいと思います。そのようなもの

が研修の中に組み込まれれば良いなと思います。多摩南部成年後見センターの現場実習にそのような実習はあるのでしょうか。1年間を振り返って適切な報告ができるよう、または、次の1年は何が課題であるのかということ、市民後見人がきちんと確認して、日々の後見人業務の自分なりの記録の仕方を身に付けていただけるようにすべきだと思います。

(事務局)

後見人さんの記録の作成に関する研修につきましては、実務研修の中で行っておりますが、次の1年は何が課題であるのかなど、市民後見人がきちんと確認して、日々の後見人業務の自分なりの記録の仕方を身に付けていただけるような研修内容となっているかについては、次回の協議会までに多摩南部成年後見センターに確認させていただきます。

また、先ほどの【1. 市民後見人が受任する際の主な要件】の「(2) 安定した居所に在住していること」というところで、療養型の施設であるとか精神科の病院であるとかそういうところも想定されているのかという点につきましても、多摩南部成年後見センターに確認させていただいて、居所にそういう病院等が該当するのかなども確認させていただきます。

(委員)

ご確認いただけるということで、ありがとうございます。もし療養型病院ですとか精神科病院、いわゆる医療の枠の中で長くなっている場合、それをもって安定として捉えているのであれば、それは安定ではなく、生活の拠点に移していくことこそが後見の一つの役割だと思います。

(事務局)

承知いたしました。多摩南部成年後見センターというよりも、5市の中でどうしていくべきかを議論すべきと考えます。5市の中で共有して、協議させていただければと思います。

(委員長)

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

(委員)

今のご意見についてですが、実は療養型とか精神科病院の長期入院の中で専門職でも課題となっているのは、住民票のことです。これは非常に難しい課題なので、そういった面からも市民後見人の方には難しいという実情がございますので、そこも併せてご検討いただきたい

と思います。住民票をおくことが難しく、住所がないという課題があります。整理が必要な課題です。

(委員)

この養成講座の募集方法で幅広い市民の方が集まるのでしょうか。何月何日に実施という日程も確定してない中で、皆さん日程の調整はどうするのでしょうか。予定がない方でないと申し込みは難しいのではないのでしょうか。市町村によっては年齢制限で上限を決めているところもあり、講習を受けている人の平均年齢は70歳で区切っているところもあります。もっと幅広く参加できるようにしていただければと思います。他に、この講習を受けるために休めるような制度をつくったり、そのようなところから始めていかないと、年々受講希望者が減っていることに関しては、おそらく始まった時にはやりたい人が集まったが、実際に養成講座でやっている項目の煩雑さを見て、みんなが手を挙げるかという「難しい」ということではないのでしょうか。そういったところを考えていく必要があると思いました。

(委員長)

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

(委員)

資料2の講習の内容ですが、実際に後見人業務をやっていく中で、市民後見人の方は同じ地域の中というところが良いところで、逆に秘密保持という部分でちょっと危うさもあるのかなというところが気になっておりました。その辺の講義みたいなものにも重点を置いたら良いのかなと思います。後見業務をやっていて、毎回大変だなと思うのが、終了後の財産の引き渡しという部分で、色々なタイプの親族に対応することがとても大変なので、最初の部分の監督と合わせて、終了後にきめ細かく対応できるような体制も整うと良いなあと思います。

(委員長)

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

(事務局)

事務局より補足がございます。

(委員長)

それでは、事務局より補足の説明をお願いします。

(事務局)

現在、狛江市の市民後見人が、調布市の被後見人の後見人になるというケースや、調布市の市民後見人が、狛江市の被後見人の後見人に

なるというケースがあります。そのような場合、どうやって地域で上手く支えてゆくのかというところは一つ課題とっております。例えば、多摩南部成年後見センターで受任された市民後見人が、狛江市内の市民後見人だった場合でも、誰が市民後見人かも知らないといった状況なので、事務局としてはそういった場合にどうやって支援していくのか、どのような形の関わり方がよいのか、課題として考えております。今後、市の社会福祉協議会が中核機関として受任されて支援をしていただく場合に、どのように関わっていただくのかということも事務局としては課題として考えております。

(委員長)

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

(委員)

今の事務局の補足説明ですが、多摩南部成年後見センターの場合は5市でセンターを作ってきた経緯を考えると、それだけを考えても、なかなか市単独で完結できないのかなという印象を持っています。全国的に見ても、大きい市ではないので、厳密に線を引いてしまうと逆に支援がしづらくなってしまうと思います。例えば、市の社会福祉協議会の試行事業なども、市をまたいで両市で支援するということがありますので、ここはどういう仕組みが必要かというところをしっかりと議論しておいて、あまり杓子定規に切り分けられない方が支援を受ける側にとっては良いと思います。調布市は近いですし、多摩南部の5市だからこそ、お互いに連携しながらの仕組みを考えていく必要があると思います。

(委員長)

それでは、こちらの審議事項につきましては、次回、第4回の協議会で最終的な方向性を決めるということになっており、次回の協議会でも意見を述べていただく場がございますので、今日はこれくらいにさせていただきますと思います。なお、市民後見人の育成及び支援について他にご意見等がございましたら、次回の協議会を待たず12月8日（水）までに事務局までメールあるいは電話などでご意見をいただければと思います。

(2) 審議事項 狛江市権利擁護支援・検討会議実施案及び試行実施について

(委員長)

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

この議事につきましては、本日の議題として予定しておりました「チーム支援、既存会議による支援、支援・検討会議及び重層的支援体制整備事業との連携の検討」のうち、「支援・検討会議」の部分の検討になります。「重層的支援体制整備事業との連携の検討」につきましては、第4回に、「チーム支援、既存会議による支援」につきましては令和4年度に検討していただければと思います。

では、参考資料1をご覧ください。狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画の基本目標2「本人の意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実」の次ページにあります①【新規事業】「市の権利擁護支援担当課と地域の関係機関が連携して、権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性の検討を行う場及び仕組みを整備します」という目標に対応した事業「a 狛江市権利擁護支援・検討会議を設置し、権利擁護支援についての判断を行います。」という部分についてでございます。今年度は、支援・検討会議の設置に向けた検討を行うことになっております。本日と次回で皆様に設置に向けたご議論いただきながら行ってまいりたいと考えております。

【資料6】をご覧ください。こちらについては、議論のたたき台として皆様にご意見を伺いながら、狛江市の実情に沿ったものにしていきたいと考えておまして、事務局の方で支援者向けの「権利擁護支援・検討会議活用ガイドブック（案）」を作成いたしました。

支援者の方が支援が必要な方を発見された時にこのガイドブックを活用して支援・検討会議につないでいただいて、支援・検討会議において内容をご検討いただければと思います。ガイドブックの内容ですが、この後、実際の事例を用いた支援・検討会議の試行実施をしますので、概要だけご説明いたします。

3頁「権利擁護の支援が必要なのでは。と感じたら」ということで、市の福祉政策課とあんしん狛江の連絡先を記載しております。続きまして、4頁「支援していてこんなことはありませんか？」ということで、支援の事例が載せてありまして、こんなことがあったらご相談してくださいというような形で支援を記載してあります。

続きまして、5頁スクリーニングシートです。日常生活における判断能力の程度をスクリーニングするためのシートが載せてありまして、支援者の方がこれに照らして、支援が必要かどうかを検討してい

ただ指標にさせていただくようになっております。

続きまして、7頁「支援・検討会議活用のタイミングと権利擁護支援に向けた検討の流れ」のフローチャートになっております。後ほど詳しくお読みいただければと思います。

続きまして、8頁「支援・検討会議の相談をしてみよう」ということで、3つのパターンを載せてあります。1つ目が、「権利擁護にかかわる支援方針の相談をしたい」ということで、成年後見人制度を利用するかまだ決まっていなくても、本当に成年後見人制度の利用が良いのか、どのように準備を進めたら良いのか、本人に必要な権利擁護の支援が何かわからないなどの、支援者の方が色々な悩みをお持ちになった時に支援・検討会議を活用してくださいというような内容になっております。

続きまして、2つ目が17頁です。「成年後見制度の申し立てに関わる相談をしたい」ということで、実際に成年後見人制度を利用すると決めて申し立てを考えた場合の申し立てに関わる相談について、支援・検討会議で検討していただきたいという内容を記載しております。続きまして、3つ目が19頁。「成年後見人等への支援についての相談をしたい」ということで、成年後見人等がついた場合や後見人等になった場合に、その後見人の方への支援についてのご相談というのも支援・検討会議において、今後の支援について検討していただければということに記載させていただきました。その他、成年後見制度と地域福祉権利擁護事業の内容についてですとか、地域の権利擁護関連の支援、申し立てをする時のQ&Aなどを載せてありますので、こちらについては後ほど詳しくお読みいただければと思います。こちらの中に記載されている権利擁護支援方針相談シートや成年後見制度活用検討シート、本人情報シート、モニタリングバックアップ検討シートなど、またこの活用ガイドブックの内容自体につきましても、先行して実施している他市の様式を使わせていただいているのですが、本協議会の委員でいらっしゃる星野委員が作成に携わられたということですので、作成の経緯等について星野委員にお伺いしたいと思います。星野委員、よろしく申し上げます。

(委員)

ガイドブック7頁のフローが全てです。7頁のはじめのところに①②③と、3つの検討場面が記載されているかと思います。上の方にP8 権利擁護支援・検討会議の活用①、中段あたりにP17 権利擁護支援・検討会議の活用②、下の方にP21 権利擁護支援・検討会議の活用③と

3つの段階があって、27頁からの様式はそれぞれの3つの段階で何を議論するのかを想定して国の手引きを作った時に関わらせていただきました。私も東京都内のいくつかの自治体でこのシートを实际使っているところと関わらせていただいて、「何が課題になっているのか」、「何を検討するのか」が、わかりやすいといただいております。ただ、「このシートを作ること」、「報告をすることが大変だ。」という話も聞いています。全ての事例をこれで検討するというのではなく、ぜひこの協議会で検討したいという事例について、シートをご利用いただければと思います。27頁の様式1が入口の7頁でいうと①のところで使うシートになります。アセスメントシートのようなもので、事例の内容であるとか、ご本人がどういう状況か、このシートの特徴は、中段あたりにある本人の意向や希望、本人の嗜好や好きなこと嫌いなこと、価値観、こういったものをしっかりと確認をするということが意識的に作られています。28頁は①のところで使うシートなのですが、何が課題になっているのかというところをチェックするシートになっております。支援者側が本人不在で課題を整理してしまうということ、どうやったらそうならないようになるかということで作られたシートです。特に、成年後見制度のようなものが頭に浮かんでくると、いきなり後見となってしまって、後見以外の緊急対応に関わる、例えば医療への繋ぎであるとか、他の資源の活用であるとか、そういったことが成年後見に繋がれば何とかなるという形になってしまう実態も少なからずあるというところで、緊急対応に関わる課題をまずしっかり整理して、そのあと法定後見が必要なかどうかを下の課題と思われる項目でチェックをしましょうというようになっております。29頁は、申立てに関わる内容を確認していくシートです。このシートを使って成年後見制度の利用が必要と会議の中で結論が出た時に、受任調整ということになります。シートの内容としては、診断書はどのように取得できるのか、類型はどの程度が考えられるのか、代理権や取消権の必要性はあるのかどうか、申立人は誰になるのか、候補者はどんな人が良いのか、そんなことを検討するシートです。最後の34頁のところに、後見人がついた後の見直しというところのモニタリング・バックアップ検討シートがあります。これはまだまだ使われている地域はほとんどなく、これは改訂してゆく必要があると私自身も感じております。類型を見直す必要があるかどうか、後見人を交代するあるいは複数にするとかですね、いろいろ方針を検討する必要があるかのではないかとこのところを確認するためのシートに

なっています。

(事務局)

ありがとうございました。内容について詳しくご説明いただきました。ガイドブックについてのご説明は以上です。

(委員長)

続きまして、支援・検討会議の試行実施となりますが、実施をするに当たり、資料に個人情報が含まれておりますので、本議事の公開・非公開についてお諮りいたします。

【参考資料2】の狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の設置及び運営に関する要綱第5条をご確認ください。「その他協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、狛江市福祉基本条例施行規則第29条の規定により準用する規則第24条から第26条までの規定を準用する」とあり、狛江市福祉基本条例施行規則第25条第4項によれば、「委員会は、個人情報を保護する等のため、必要があると認めるときは、その議事を非公開とすることができる」ものとしております。そこで、委員長といたしましては、個人情報が含まれる情報をもとに試行実施をするため、議事については非公開で進めたいと思っています。

また、会議録の公開・非公開についてもお諮りさせていただきたいと思えます。【参考資料2】の狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例第12条の規定によれば、「市の実施機関は、審議会等の会議が開催されたときは、会議録を作成し公表するものとする。ただし、審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない」とあります。この協議会で会議録を非公開とするとした場合には非公開とすることができることとなります。

それでは、この会議自体を非公開とすることについて、そして会議録を非公開とすることについて併せてお諮りしたいと思えますけれども、委員長としましては時間の関係もある中ため、議事自体および会議録、双方非公開とすることについて意義がある方についてご意見をいただこうと思えます。特に異議がないということであれば、会議自体そして会議録は双方非公開としたいと思えます。

そうしましたら、双方非公開とすることについて御異議のある委員の方は、ご発言いただけますでしょうか。通信状況の関係で「異議を出したいのに」という方はいらっしゃいませんかでしょうか。

【異議・意見のある方なし】

いらっしゃらないと判断をさせていただきまして、以上の結果、本

議事は非公開とさせていただきます、本議事に係る会議録についても非公開とさせていただきます。

本日についてはお忙しい中、傍聴者の方にもお出でいただいていますけれども、恐縮ながら、ただいまの決定のとおり、議事について非公開とさせていただきますので、恐縮ながら退出のボタンを押していただき、あるいは会場にいらっしゃる傍聴者の方にはご退席いただきますようお願いいたします。

【傍聴者退席】

【非公開 議事】

(委員長)

それでは、非公開の議事は終了しましたので、傍聴者の方は入室(会議に参加するボタンを押す) いただいかまいません。

【傍聴者入室】

【以下、公開 議事】

(委員長)

以上で本日準備しておりました議題はすべて終了しましたが、その他各委員から、何か議題はございますか。

他にないようでしたら、事務局から何かございますか。

(事務局)

【資料 10】をご覧ください。令和3年度第2回の会議録(案)でございます。修正点等がございましたら12月8日(水)までに事務局にメール、電話等でご指摘いただきますようお願いいたします。

また、本日の議題についてのご意見につきましても12月8日(水)までにご意見をいただきますようお願い申し上げます。

(委員長)

他にないようでしたら、本日はこれにて閉会します。

本日はありがとうございました。

(了)